

投資信託は投資元本が保証されているものではありません。

2020年3月23日

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ®ファンド 愛称：あんしんスイッチ®」の
足元の運用状況について

拝啓 時下益々清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が運用しております投資信託「SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ®ファンド 愛称：あんしんスイッチ®」（以下、当ファンド）につきまして、足元の運用状況について以下のとおりご報告申し上げます。

敬具

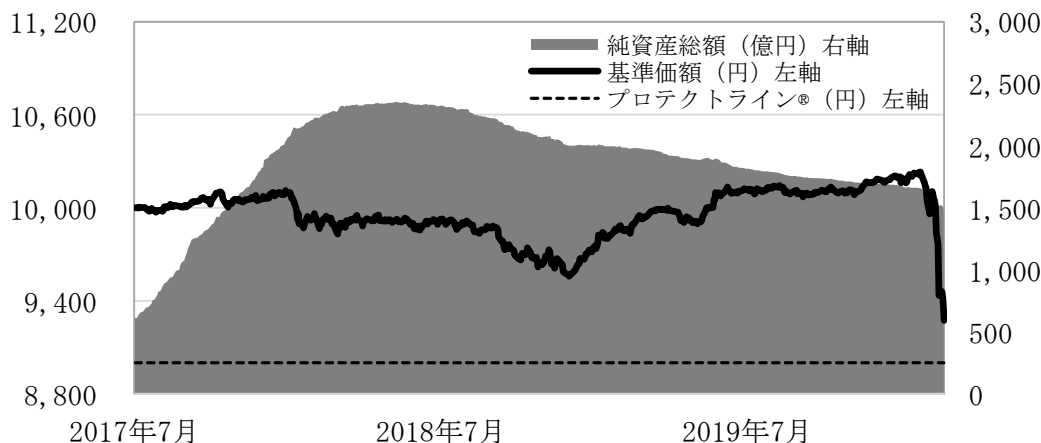
記

【設定来の基準価額、プロテクトライン®※、純資産総額の推移】

2020年3月19日現在の基準価額：9,274円

2020年3月19日現在のプロテクトライン®：9,000円

期間：2017年7月28日（当ファンド設定日）～2019年3月19日、日次



基準価額は信託報酬控除後です。

※ プロテクトライン®とは、基準価額が常にこれを上回る運用を目指す水準です。ただし、基準価額がプロテクトライン®を必ず上回る運用をすることを委託会社が保証するものではありません。基準価額がプロテクトライン®まで下落した場合は、保証契約によりプロテクトライン®を下回ることなく繰上償還します。なお、設定時の基準価額（10,000円/1万円当たり）に対するプロテクトライン®は、9,000円です。

プロテクトシリーズ®、プロテクト&スイッチ®、あんしんスイッチ®およびプロテクトライン®は、アムンディ・ジャパンの登録商標です。アムンディ プロテクトシリーズ®の商品コンセプト等は特許出願中です（特願2017-129052）

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

(R2003101)



投資信託は投資元本が保証されているものではありません。

2020年3月23日

【2020年3月19日現在の運用状況等について】

市場の下落の影響を受け、基準価額とプロテクトライン®が接近

当ファンドは、基準価額がプロテクトライン®を上回るよう運用しつつ、世界の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産へ投資し、資産配分を機動的に変更することにより、中長期で資産を育てることを目指した運用を行います。

2020年2月下旬以降、世界の株式、債券市場ともに過去にないような混乱や下落を見せており、当ファンドの基準価額も、設定来最高値であった2020年2月20日の10,231円から、3月19日現在9,274円と、約1ヵ月で9.4%下落し、プロテクトライン®との差が急速に小さくなっております。

2020年3月19日現在、短期金融資産等への資産配分を60%超までに引き上げ

当ファンドでは、2月末時点で約3割であった短期金融資産等の配分を3月19日までに6割超まで引き上げ、株式への投資割合を実質的にほぼゼロとし、残りは債券（主に社債）を中心とした資産配分としました。

今後の運用方針について

基準価額とプロテクトライン®の差が小さくなっており、また依然として金融市場が大きく変動している中では、現状、基準価額の下落をプロテクトライン®までに抑えることを最優先し、日々、市場動向を注視しながら慎重な資産配分を継続してまいります。

（出所：アムンディ・アセットマネジメント）

お問合せ先：

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- ① 世界の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産へ投資し、資産配分を機動的に変更することにより、基準価額がプロテクトライン[®]*1を上回るように運用しつつ、安定的な収益の獲得を目指します。

※1 プロテクトライン[®]とは、基準価額が常にこれを上回る運用を目指す水準です。ただし、基準価額がプロテクトライン[®]を必ず上回る運用をすることを委託会社が保証するものではありません。なお、設定時の基準価額（10,000円／1万口当たり）に対するプロテクトライン[®]は、9,000円です。

- ② プロテクトライン[®]は、基準価額の水準に応じて上昇します。一旦上昇したプロテクトライン[®]は下がりにません。

- ③ 基準価額がプロテクトライン[®]を下回らないように、投資信託財産のための契約（保証契約）*2をクレディ・アグリコル・エス・エー（保証銀行）と締結します。基準価額がプロテクトライン[®]まで下落した場合は、保証契約により基準価額はプロテクトライン[®]を下回ることなく繰上償還します。

※2 保証契約とは、基準価額がプロテクトライン[®]を下回らないために必要となる額を投資信託財産に支払うことで、基準価額をプロテクトライン[®]で確保する契約です。したがって、投資元本すべてを保証するものではありません。

なお、ファンドに保証契約を付加することで、信託報酬とは別に保証料をご負担いただきます。

- ④ 組入外貨建資産については、為替ヘッジを行うことを基本としますが、一部ヘッジを行わない場合もあります。

- ⑤ 運用の指図の権限は、アムンディ・アセットマネジメントに委託します。



保証契約は、クレディ・アグリコル・エス・エーの信用リスクの影響を受けます。クレディ・アグリコル・エス・エーが破綻した場合は、保証契約は終了し、ファンドは繰上償還します。この場合、基準価額や償還価額がプロテクトライン[®]を下回る場合があります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、資産等の選定・配分リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、分配金に関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

<お申込の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当資料のお取扱についてのご注意

■当資料は、投資家の皆さま向けにアムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込に関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込の際は、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、または12月24日である場合には受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
申込受付の中止および取消し	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。 基準価額がプロテクトライン[®]まで下落した場合は繰上償還となり、その翌営業日以降の購入申込受付は中止します。また、償還日前の一定期間（およそ2週間）の換金申込は受け付けない場合があります。
信託期間	2033年7月11日までとします。（設定日：2017年7月28日）
決算日	年1回決算、原則として毎年7月11日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

手数料・費用等

投資者の皆様へ実質的にご負担いただく手数料等の概要は以下のとおりです。ファンドの費用の合計額については保有期間等に依りて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）・保証料	<p>純資産総額に対して年率1.463%（税込）以内[*]</p> <p>※ファンドの信託報酬年率1.243%（税抜1.13%）以内に保証料年率0.22%を加算しております。ただし、基準価額がプロテクトライン[®]まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還決定の翌日から償還日までは保証料（年率0.22%）のみとなります。</p> <p>◆上記の運用管理費用（信託報酬）および保証料は有価証券届出書作成日現在のものです。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） 投資信託財産に関する租税 等 <p>* その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>
委託会社、その他の関係法人	<p>委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>受託会社：株式会社SMBC信託銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 販売会社：販売会社については巻末をご参照ください。</p>
ファンドに関する照会先	<p>アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル） 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： https://www.amundi.co.jp/</p>

販売会社一覧（業態別・五十音順）

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券 業協会	一般社団 法人投資 信託協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○			○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○		○	○	○